事　務　連　絡
令和２年11月５日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課　御中
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

本日、農林水産省より、香川県三豊市の採卵養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の発表があり（別紙１）、政府においては、鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙２）。

鳥インフルエンザへの対策については、既に令和２年10月30日付け事務連絡において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

１．一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

２．児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙３）を参考にし、

（１）死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。

（２）野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。

（３）不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

（４）それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

３．正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

（本件照会先）

＜学校における保健管理について＞

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL　03-5253-4111（内線 2918）

FAX　03-6734-3794

＜学校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL　03-5253-4111（内線 2903）

FAX　03-6734-3734

＜専門高校における飼育動物について＞

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

TEL　03-5253-4111（内線 2904）

FAX　03-6734-3727

プレスリリース

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 開催について

令和2年11月5日
農林水産省

本日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1.農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：採卵鶏(約33万羽)

2.経緯

（1）11月4日、香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
（2）同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
（3）本日、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応

本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。
1.（1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却又は埋却、
（2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
（3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2.移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4.食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5.感染状況を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長級職員を現地に派遣。
6.香川県の殺処分及び焼却・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7.感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8.全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9.関係省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和2年11月5日（木曜日）7時50分
場所：農林水産省本館7階 講堂
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5.その他

（1）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。
<添付資料>
総理指示(PDF：93KB)

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

高病原性鳥インフルエンザ対策について

令和2年11月
農林水産省

（別紙２）

1　高病原性鳥インフルエンザとは

（1）原因（病原体）

OIEが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された
A型インフルエンザウイルス

（2）対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

元気消失

（3）症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告

（4）発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29年度（平成30年１月）に発生。

※我が国では、これまで家きん肉や家きん卵を食べて、鳥インフルエンザウイルスに感染した例は報告されていない。

2　香川県における高病原性鳥インフルエンザの発生事例について

（1）場所　・香川県三豊（みとよし）市の養鶏場（採卵鶏）　・飼養規模：約３３万羽

（2）周辺農場

3km圏内:26戸、189万羽　3km-10km圏内：89戸、273万羽　合計115戸、462万羽

（3）発生経緯

・１１月４日（水）、香川県三豊市の養鶏場において、 約2千羽の鶏が死亡したことを受け、香川県 家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、４日（水）１８時００分、鳥インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりPCR検査を実施し、国による確認の結果、疑似患畜と確定。

３　今後の対応方針（案）

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

1. ①当該１農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから 10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 葉梨副大臣を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。
5. 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 香川県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」の派遣。
9. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4　国内における近年の高病原性鳥インフルエンザ発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型（高病原性）
1～3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場　14羽)
京都府(2農場 約24万羽)
- 我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- 家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- 「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- 家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- 緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型（高病原性）
1～2月　宮崎県(2農場　約7万羽)
岡山県(1農場　約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)
※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除
- 平成20年2月防疫指針変更（食鳥処理場等の例外措置等）
- 養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型（高病原性）
11～3月 全9県(24農場 約183万羽)

<平成26年度の発生> H5N8亜型（高病原性）
4月 熊本県(1農場 約5万羽)（関連1農場 約5万羽も同様の措置）
12～1月 宮崎県（2農場 約5万羽）
山口県（1農場　約3万羽）
岡山県（1農場　約20万羽）
佐賀県（1農場　約5万羽）（関連1農場　約3万羽も同様の措置）
※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除
- 防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型（高病原性）
11～3月　青森県（2農場　約2.3万羽）
新潟県（2農場　約55万羽）
北海道（1農場　約28万羽）
宮崎県（2農場　約28万羽）
熊本県（1農場　約9.2万羽）
岐阜県（1農場　約8.1万羽）
佐賀県（1農場　約7.1万羽）
宮城県（1農場　約22万羽）
千葉県（1農場　約6.2万羽）
平成29年4月18日までに、すべての移動制限解除

<平成29年度の発生> H5N6亜型（高病原性）
平成30年1月 香川県(1農場 約5.1万羽)
（関連1農場　約4.0万羽も同様の措置）
※平成30年2月5日までに移動制限解除
- 防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成17年度の発生>H5N2亜型（低病原性）
6～1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)
- 平成18年4月までに殺処分を終了
- 低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- 平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生>H7N6亜型（低病原性）
2～3月 愛知県(7農場（うずら） 約160万羽)
※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- 全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- 家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

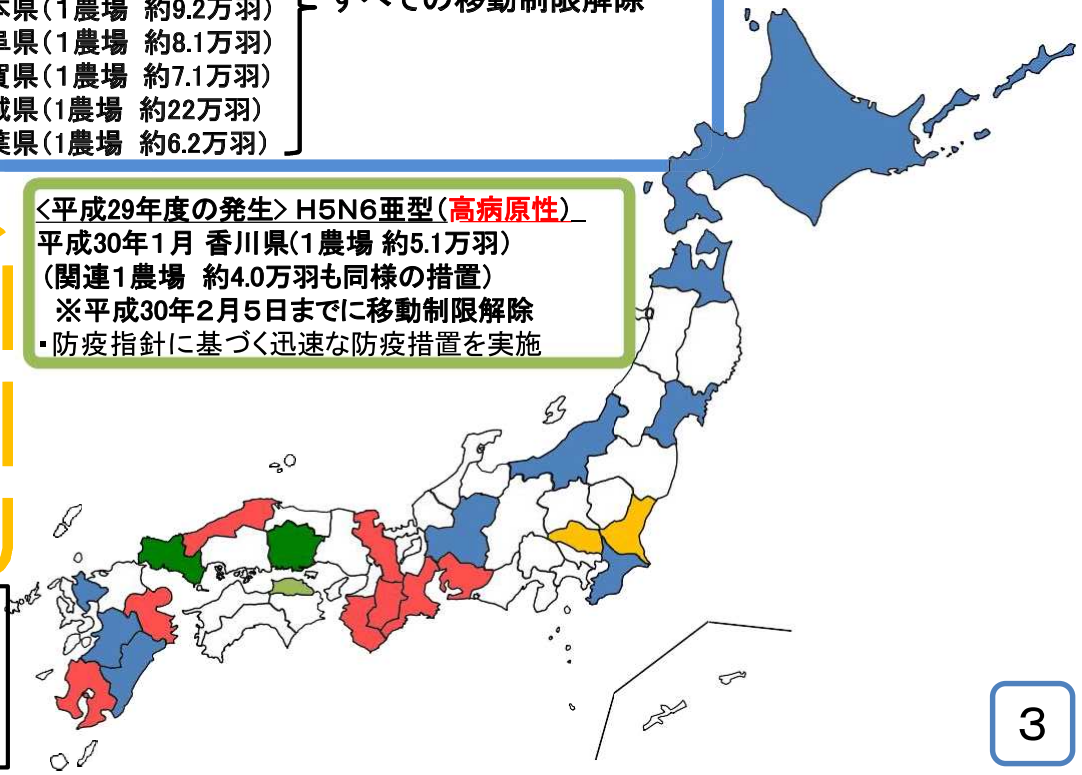

※野鳥における発生
- 平成20年　全3県
- 平成22～23年　全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）
- 平成26～27年　全6県12例(H5N8型)
- 平成28～29年　全22都道府県 218例（H5N6型）
- 平成29～30年　全3都県45件(H5N6型)
（令和2年10月30日時点）

（参考）本年の海外での家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例

OIE（国際獣疫事務局）掲載情報による。（　）内の数字は件数

- 2020年１月以降、22の国・地域で、計544件の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザが発生している。
- 本年10月には韓国の野鳥糞便からウイルスが検出されるとともに、我が国でも10月24日に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から検出され、野鳥の監視を強化していたところ。

【アジア　＜９か国・地域＞】

中国（２）
台湾（67）
インド（７）
イラク（１）
イスラエル（３）
カザフスタン（10）
フィリピン（３）
サウジアラビア（１）
ベトナム（63）

※　10月の韓国の事例は、野鳥の糞便からの検出であるため、OIE掲載情報ではない。

【オセアニア＜１か国＞】

オーストラリア（３）

【アフリカ＜１か国＞】

南アフリカ共和国（３）

【北米＜１か国＞】

米国（１）

【ヨーロッパ＜10か国＞ 】

ブルガリア（９）
チェコ（２）
ドイツ（３）
ハンガリー（273）
ポーランド（31）
ルーマニア（２）
ロシア（55）
スロバキア（４）
ウクライナ（１）
オランダ（※）

※　10月末に発生したため、未掲載

５　輸出への影響

１　香川県の養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ検査が陽性となったことから、同日から、日本全国の家きん肉及び卵に対する輸出検疫証明書の交付を一時停止。

２　輸出を一時停止することとなったことから、輸出相手国と輸出再開に向けた協議を開始し、地域主義の適用などを活用し、早期の輸出再開を目指す。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2019年）について】

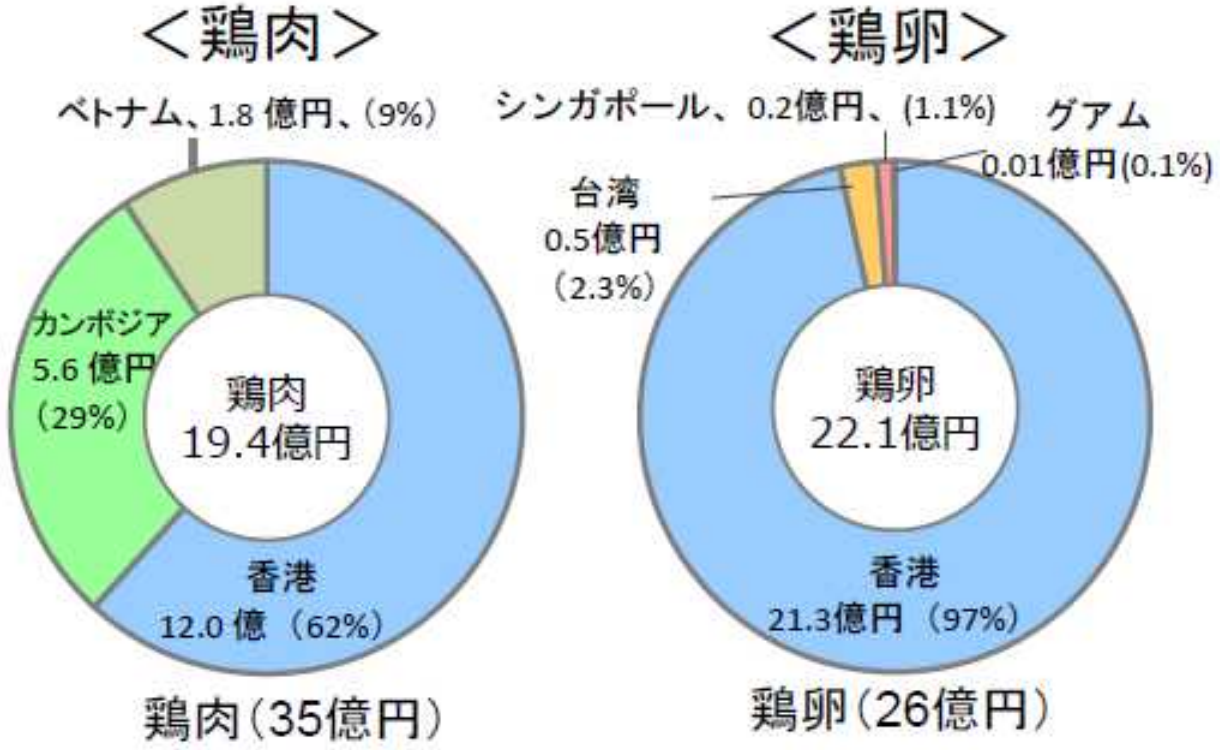

（別紙3）

野鳥との接し方について

○　死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○　日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○　野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。
特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○　不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします